

福岡市成年後見推進センターだより Vol. 11

令和7年10月1日発行

～福岡市成年後見推進センターは、「相談」「広報・啓発」「後見人支援」「後見人候補者の調整」の4つの柱を基に、市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています～

成年後見制度利用にかかる費用は？ ～法定後見制度のよくある質問 Part.2～

今回は、推進センターに多く寄せられる法定後見制度に関する質問を紹介します！



相談支援専門員

Q：45歳の太郎さんは70代の母と同居しています。

太郎さんは、精神疾患のため判断能力が十分ではなく、携帯代の支払いや生活費の管理等を全て母が行っています。しかし、最近母が倒れ、長期入院することになりました。そこで、太郎さんに成年後見制度の説明をしたところ、制度利用の意思が確認できました。太郎さんの収入は、「障害年金」「生活保護」「就労継続支援B型事業所の工賃」ですが、預貯金もわずかであるため成年後見制度の利用にかかる費用面が心配です。成年後見制度を利用するにあたりどれくらい費用がかかるのでしょうか。

- A：①申立費用：15,000～20,000円程度で、申立人が負担します。家庭裁判所が、鑑定が必要と判断した場合は、別途鑑定料がかかります。経済的に余裕のない場合は、法テラスの民事法律扶助の利用も検討できます。申立の手順については、「福岡市成年後見推進センターだより Vol.9」をご参照ください。
- ②後見人等への報酬額：本人の資産等を考慮して家庭裁判所が決定します。報酬の負担が困難な場合は、福岡市の成年後見制度利用支援事業の利用を検討できます。事業の詳細については、「福岡市成年後見推進センターだより Vol.8」をご参照ください。



推進センター

成年後見制度について、ご不明な点等がございましたらお気軽に推進センターにご相談ください。

成年後見相談会(予約制) ※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。1件につき45分、先着順にてご予約を受け付けます(無料)。予約状況についてはお問い合わせ下さい。
会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

■令和7年10月開催

日時：10月14日(火) 13:00～16:00

相談員：弁護士

■令和7年11月開催

①日時：11月11日(火) 13:00～16:00

相談員：司法書士

②日時：11月25日(火) 13:00～16:00

相談員：社会福祉士

11月は
2回開催！



<問い合わせ先>

福岡市成年後見推進センター
〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL：092-753-6450 FAX：092-734-2010

開所日：火曜日～土曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

